

令和元年5月

大東市議会

特別議会議案

提出

令和元年5月13日

印刷物番号

3 1 - 1 4

も く じ

議案第 3 1 号	令和元年度大東市一般会計補正予算（第 1 次）について-----	1
議案第 3 2 号	大東市市税条例の一部を改正する条例について-----	1 4

議案第31号

令和元年度大東市一般会計補正予算（第1次）について

令和元年度大東市の一般会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（元号の表示）

第1条 平成31年度大東市一般会計予算全体における元号の表示について、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,784千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,771,333千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月13日提出

大東市長 東 坂 浩 一

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
13 繰入金	
	1 基金繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,104,011	26,784	2,130,795
2,104,011	26,784	2,130,795
45,744,549	26,784	45,771,333

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,483,210	26,784	4,509,994
3,486,882	26,784	3,513,666
45,744,549	26,784	45,771,333

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額
13 繰入金	2,104,011
歳入合計	45,744,549

(単位：千円)

補正額	計	備考
26,784	2,130,795	
26,784	45,771,333	

(歳出)

款	補正前の額	補正額
2 総務費	4,483,210	26,784
歳出合計	45,744,549	26,784

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			備考	
	特定財源				一般財源
	国府支出金	地方債	その他		
4,509,994			26,784		
45,771,333			26,784		

2 歳 入

(款) 13 繰入金 (項) 1 基金繰入金
(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
13	繰入金	2,104,011	26,784	2,130,795
	1 基金繰入金	2,104,011	26,784	2,130,795
	12 市営住宅整備基金繰入金	216,584	26,784	243,368

節		金 額	説 明
区 分			
1 市営住宅整備基金繰入金	26,784	1 市営住宅整備基金繰入金	26,784

(款) 13 繰入金 (項) 1 基金繰入金

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費
(単位: 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他		
2								
	総務費	4,483,210	26,784	4,509,994			26,784	
	1							
	総務管理費	3,486,882	26,784	3,513,666			26,784	
	1 一般管理費	2,525,239	26,784	2,552,023			26,784	

節		区 分	金 額	説 明
		15 工事請負費	26,784	0119 北条まちづくり推進事業(公共) 除却工事請負費
				26,784 26,784

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

議案第 3 2 号

大東市市税条例の一部を改正する条例について

大東市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 5 月 1 3 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号）の一部が、令和元年 6 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市市税条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

付則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

付則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事または市町村もしくは特別区の長（次項および第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項および第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

付則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7ならびに付則第7条の4および第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7第1項および付則第9条の2の規定の適用については、令和2年

度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
付則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付または大東市市税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第 号）付則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の規定による改正前の大東市市税条例付則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 3 新条例付則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。